

ご旅行条件書（国内）

お申し込み

- (1) お申し込みは、当社所定の申込書に申込金を沿えてお申し込み下さい。
 - * 申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」それぞれの一部又は全部として取扱をさせていただきます。
- (2) 電話等の通信手段で、お申し込みの場合、当社が予約を承諾した翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いをお願いいたします。
- (3) 身体に傷害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方その他特別な配慮を必要とされる方は、その旨お申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。
- (4) 15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行が条件となります。(但し、一部のコースを除きます。)又、お申し込みときに18歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。
- (5) 本旅行はアイジーアールいわて銀河鉄道株式会社 銀河鉄道観光が企画・募集し実施する旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理を持って成立となります。
- (6) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他通信手段による旅行契約の締結をする場合がございます。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約が無い等、又は、業務上の理由等で、お受けできない場合もございます。
通信契約の申し込みの際し、会員は申し込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立します。ただし当該契約の申し込みを承諾する旨の通知をメール、ファクシミリ、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払い、又は、払い戻し債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立後、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付いたします。ただし、出発の7日前以降にお申し込みの場合は旅行開始日当日に交付させていただく場合もあります。

旅行代金・追加旅行代金

- (1) 子供代金は、旅行開始ときに満4歳以上12歳未満のお子様に応用いたします。
- (2) 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。
- (3) 追加代金とは、 航空会社の選択 航空便の選択 航空機の等級の選択 宿泊ホテル等の指定の選択 1人部屋追加代金 延泊による宿泊代金などをいいます。

旅行契約内容・代金の変更

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等のサービス提供の中止、寛酵素命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。又、その変更に伴い旅行代金を変更する場合がございます。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅を超えて利用する運送期間の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更する場合がございます。増額の場合は旅行開始日の前日より起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- (2) 複数でお申し込みいただいたお客様の一方が契約を解約したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

取消料のかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

お客様は、下記の取消料の支払いにより旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)から8日までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または務連絡不参加	旅行代金の100%

* 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

取消料のかからない場合（お客様による旅行契約の解除）

下記の場合は取消料をいただきません。(一部例示)

旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは、以下例示するような事項をいいます。

- ア．旅行開始日又は終了日の変更
- イ．入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
- ウ．運送期間の種類又は会社の変更
- エ．運送期間の「設備及び等級」のより低いものへの変更
- オ．奔放内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
- カ．奔放内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更
- キ．宿泊期間の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
- ク．宿泊期間の種類又は名称の変更

旅行代金が増額された場合。

当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。

当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能になったとき。

当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除する場合がございます。

お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日からさかのぼって、13日目(日帰り旅行は3日目)に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知いたします。

旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。

申込条件の不適合。

病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

当社の責任

当社は当社又は手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合には、この限りではありません。）。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与しない事由により損害を被ったとき。

特別補償

当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

旅程補償

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約についての変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。又、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率（％）	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り、）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように務めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料を、お支払いいただくことにより交替することができます。

事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知下さい。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情が無くなり次第ご通知下さい。)

個人情報の取扱について

- (1) 当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡に利用させていただくほか、お申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び、それらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
- (2) 当社は、当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様ご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当社は営業案内、催し物内容等の案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。
- (3) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社のホームページ又は店頭でご確認下さい。

募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は、当社の旅行業約款によります。(旅行業約款は、当社ホームページからもご覧になれます。) 当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件の書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5による交付する契約書面の一部になります。